平成２９年（フ）第３２号
石川県七尾市古府町三ケ塚４番地３　市営古府住宅35号
債務者　日下栄一郎
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第５６号
長野県諏訪市大字豊田2348番地　ビューパティオＡ101
債務者　池田　眞樹
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第６０号
長野県茅野市玉川8938番地10
債務者　平島　厚志
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第２４７号
岐阜県関市山田829番地１　咲楽Ａ棟210号、前住所岐阜県加茂郡富加町高畑637番地３　ドーミトリー北野２―226号
債務者　小崎　英俊
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４５号
岐阜県美濃加茂市本郷町６丁目３番25号　グランメールＴＯＴＡＮＩ　Ｄ
債務者　安室ゆたか
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第３４号
静岡県賀茂郡松崎町那賀９番地
債務者　鬼塚かなよ
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第７４４号
愛知県半田市板山町６丁目61番地の１　カーサ　ヴェルデ101号室
債務者　岡田　桂子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１２８号
名古屋市港区小賀須１丁目128番地
債務者　山崎　尚之
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３５号
名古屋市名東区平和が丘３丁目75番地の１　サンコート平和が丘105号
債務者　畠山　靖弘
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１４９号
名古屋市北区楠味鋺５丁目721番地、従前の住所名古屋市天白区植田山２丁目101番地（名古屋市植田寮）
債務者　江利　啓輔
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４５号
三重県津市豊が丘３丁目16番２号
債務者　中村　泰教
1　決定年月日時　平成29年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４号
島根県江津市有福温泉町689番地
債務者　濵本　卓博
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第２６４号
広島市南区宇品東３丁目５番９―507号　宇品東住宅
債務者　中本　輝明
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０６号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字西浜33番地３　大成マンションⅡ103号、旧住所徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓213番地13
債務者　呉服慎二郎
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２２号
徳島県名西郡神山町神領字北191番地４
債務者　小坂　智宏
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３４号
徳島県板野郡板野町川端字奥戸川４番地12
債務者　一橋ゆかり
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６８号
徳島県徳島市西須賀町西開２番地の40　上田マンション201号、旧住所徳島県徳島市大原町籠10番地の47
債務者　走川　孝雄
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
徳島地方裁判所民事部